

## 鳥取県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成16年度に係る監査結果（平成18年鳥取県監査委員公告第1号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成18年10月10日

鳥取県監査委員	石 差 英 旺
鳥取県監査委員	井 上 耐 子
鳥取県監査委員	上 村 忠 史
鳥取県監査委員	福 間 裕 隆

### 1 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

八頭中央森林組合（所管 八頭地方農林振興局）

#### （1） 監査結果

平成16年度鳥取県広域森林組合経営体制支援事業補助金について、補助対象とならない事業費を対象経費に算入していたため、補助金が過大な交付となっていた。

#### （2） 講じた措置

平成18年7月に八頭中央森林組合から41,226円の補助金が返還された。

### 2 監査結果報告書に添付された監査意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

#### （1） 企画部、商工労働部、農林水産部及び教育委員会共通

##### ア 監査意見

（ア） 県が出資する公益法人等の役員への女性の選任について（情報政策課、労働雇用課、生産振興課、林政課、水産課及び教育総務課）

鳥取県では、男女が対等な立場で個性豊かに生き生きと暮らせる社会の形成を目指しており、その実現に向け、政策や方針決定の場に女性が参画しやすくするための環境整備に取り組んできている。

このような取組については、県が出資をしている公益法人等（以下「県出資法人等」という。）においても、また同様に期待される。

しかし、県出資法人等においては、その団体における方針の立案や決定等を行う理事会等の役員に、女性を選任していない団体が相当数見受けられた。

については、県は、女性の役員を選任していない県出資法人等に対し、その選任が一層進むよう働きかけられたい。

##### （イ） 講じた措置

県から出資法人等に働きかけた結果、県が出資する公益法人等で女性役員が選任されていない7団体のうち、社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会は女性役員が選任された。また、役員が出資者に限られ対応が困難なものを除き、その他の団体では今年度中に女性の役員を選任するか、又は次期改選時までに入選を行う方向で検討が進められることとなった。

#### （2） 文化観光局

##### ア 監査意見

（ア） 財団法人中海水鳥国際交流基金財団の運営等の在り方について（国内交流推進室）

財団法人中海水鳥国際交流基金財団は、県と米子市が出資し、その基本財産の運用収入等により野生鳥類の調査研究等の独自事業を行うとともに、米子市から米子水鳥公園の管理運営業務を受託している。

しかし、当該法人の設立当初から、独自事業の実施に係るものを含め、職員の人件費のほとんどは、

米子市から支払われる米子水鳥公園の管理運営委託料によって賄われており、さらに、近年は、基本財産の運用収入も設立時に比して半額以下となっているため、独自事業の展開が厳しい状況となっている。

また、米子市は平成18年4月から米子水鳥公園の管理運営を指定管理者に移行することとし、公募の結果、当面は当該法人が管理運営を受託することとなったが、将来、仮に当該法人が指定管理者から外れることになれば、当該法人の存続自体が危ぶまれるとも考えられる。

一方、平成17年11月に中海がラムサール条約に定める国際的に重要な湿地として登録されたことに伴い、中海が人にも水鳥にも住みやすい環境として保たれるように、当該法人の機能が一層発揮されることが望まれていると思われる。

については、県は、米子市と協議し、今後の当該法人の運営等の在り方について検討されたい。

(イ) 財団法人中海水鳥国際交流基金財団の財務規程の整備について（国内交流推進室）

財団法人中海水鳥国際交流基金財団の会計経理に関しては、簿記の原則に従って明確に整理記録すべきことが当該法人の財務規程に定められている。

しかし、資産計上するのが適当であると考えられる備品を有していながら、固定資産及び減価償却に関する規定がなかったり、手許に現金を毎日保有しながら、小口現金の取扱いに関する規定がない等財務規程が十分には整備されていない状況が見受けられた。

については、県は、米子市と協議し、当該法人に対して、会計経理が簿記の原則に従って明確に整理記録されるよう、財務規程の適切な整備について指導されたい。

(ウ) 財団法人因幡街道ふるさと振興財団の運営等の在り方について（国内交流推進室）

財団法人因幡街道ふるさと振興財団は、石谷家住宅を中心に、智頭宿を交流拠点ゾーンとした因幡街道沿いの文化施設との連携を図った事業を展開し、地域住民の文化的意識の向上を図る目的で、県、智頭町等が出資して設立されたものである。

しかし、近年、石谷家住宅への入館者の減少等により、経営状態は相当に厳しくなっており、今後の運営等について改善が望まれるところである。

特に、当該法人の主要な目的の一つである、因幡街道沿い全体の振興に視点を置いた魅力ある事業展開が強く求められていると思われる。

については、県は、智頭町等関係市町と協議し、当該法人の運営及び事業活動の在り方について検討されたい。

イ 講じた措置

(ア) 財団法人中海水鳥国際交流基金財団がラムサール条約に登録された中海の自然環境保持や県民への環境学習を行う場の提供に果たすべき役割について米子市と相談していくこととした。また、基本財産の運用に関しては、平成17年度から県債を活用し、若干の改善（1.25パーセント→1.59パーセント）を図ったところであるが、環境保全や環境学習に関する県の補助制度の活用についても、引き続き米子市と相談していくこととした。

(イ) 財務規程の一部改正を行い、平成18年度から適正な会計経理を行うこととした。

(ウ) 財団法人因幡街道ふるさと振興財団と智頭町が関西方面で行ってきたPR活動の成果により、観光ルートに当該施設が組み入れられ、平成18年1月から3月までの入館者数は5,111人（対前年比54パーセント増）となった。また、因幡街道沿線の各施設と「流し雛行事」や「資料展示」による連携を図っており、今後の事業活動についても、引き続き智頭町等と相談していくこととした。

(3) 文化観光局及び教育委員会共通

保守点検に係る委託契約等への競争入札等の導入について（文化政策課及び家庭・地域教育課）

ア 監査意見

財団法人鳥取県文化振興財団は県民文化会館及び倉吉未来中心の、財団法人鳥取県教育文化財団は生涯学習センターの管理をそれぞれ県から委託されているが、これらの施設のエレベーター、舞台装置等の機器等の保守点検に係る委託については、その多くが当該機器等の設計・施工業者又は納入業者と1者見積りによる随意契約を締結しており、その理由の多くは、他に当該機器等の保守点検を行うことができる者

がないというものである。

しかし、県の施設におけるエレベーターの保守点検に係る委託等については、従前、1者見積りによる随意契約であったものを競争入札に付したところ、予定価格に対する落札価格の割合が下がっている状況にある。

については、県は、両法人に対して、機器等の保守点検に係る委託について、安易に1者見積りによる随意契約を行うことなく、契約の公平性を確保し、より透明性を向上させる観点からも、競争入札の導入を積極的に図るよう指導されたい。

また、契約期間を複数年にすることにより、更に経費の節約が可能になると思われる。この複数年の契約方法は、保守点検に係る委託にとどまらず、清掃委託等についても有効と考えられるため、この点についても併せて検討するよう指導されたい。

#### イ 講じた措置

保守点検に係る委託契約等について、特殊な装置で交換部品が特定の業者しか調達できない等どうしても随意契約でなければならないものを除き、財団法人鳥取県文化振興財団は26件中21件で、財団法人鳥取県教育文化財団は14件中9件で競争入札及び複数年契約を行った。

### (4) 福祉保健部

#### ア 監査意見

##### (ア) 臓器移植に取り組む医療機関の増大について（医務薬事課）

財団法人鳥取県臓器バンクは、臓器移植の普及を図るため、県民に臓器移植医療への理解・協力を求める啓発を行うほか、実際に臓器提供の希望者が現れた時には、当該法人の移植コーディネーターが移植希望者までの橋渡しを行う等の活動を行っている。

このような活動により、本県では、臓器提供意思表示カードを知っている人及び実際に当該カードを持っている人の割合は、全国に比べ高くなっている。

しかし、このような状況であるにもかかわらず、当該法人の前身である財団法人鳥取県腎バンクが設立された平成6年4月以来、鳥取県内で臓器の提供があったのは2人のみ（平成17年12月末現在）であり、実際の臓器移植にはなかなか結びついていないのが現状である。

については、県は、当該法人と連携して、医療機関が臓器提供に取り組めない理由を調査し、その対策を検討する等、臓器移植が一層推進されるよう努められたい。

##### (イ) 複十字シール募金の募金手数料について（健康対策課）

財団法人鳥取県保健事業団が主催する複十字シール募金（結核予防募金）において、従来からの慣行により、特定の団体については、その会員が行った募金の額の一定割合を募金を取りまとめた手数料として、当該団体に交付している状況が見受けられた。

当該法人においては、街頭募金に係るものについては基準が定められているが、前述のような募金の取りまとめに対する謝礼的な手数料の交付についての明確な基準は定められておらず、また、当該団体のみに手数料を交付することについての説明も十分になされていない状況にある。

については、県は、当該法人に対して、当該募金の使途の透明性を図る観点から、募金手数料の在り方について検討を行うよう指導されたい。

#### イ 講じた措置

(ア) 県と財団法人鳥取県臓器バンクでは、医療関係者に臓器提供に必要な情報を提供し意見交換を行うため、平成15年度から鳥取県臓器移植実務者会議を設置して取り組んできた。しかし、十分な成果が得られていないことから、県と財団法人鳥取県臓器バンクは当該実務者会議にワーキンググループを設置して、テーマ別により具体的な問題点と解決策を整理し方策を検討することとした。

(イ) 手数料の交付目的及び交付先の明確化並びに手数料の支払い事務処理方法が統一されていないなどの改善を図るため、手数料支払い事務に関する処理規程の整備を行うよう指導することとした。

### (5) 生活環境部

生活衛生同業組合の加入率の向上等について（県民生活課）

ア 監査意見

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターは、出資者である飲食店営業、理・美容業、旅館・ホテル業等の各生活衛生同業組合と連携して、これら営業施設の衛生水準の維持向上等に努めているところである。

しかし、近年、各生活衛生同業組合の加入率は、かなり低下してきている状況にある。組合を通しての各営業者への指導を中心に活動している当該法人の現状を考えれば、組合加入率の低下は、関係営業施設の衛生水準の維持向上等へ悪影響を及ぼすことが懸念される。については、県は、当該法人に対して、各生活衛生同業組合の加入率の向上のための対策を早急に検討するとともに、組合員以外の営業者に対する指導、情報の提供等の取組を強化するよう指導されたい。

イ 講じた措置

生活衛生同業組合の加入率の向上については、財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターが主体的に取り組むべき事項である。県としては「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の制度が現状の社会情勢に対応しているのか等を検討することとした。

(6) 農林水産部

ア 監査意見

(ア) 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会の事務局の運営の在り方について（生産振興課）

財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会は、野菜の価格の著しい低落があった場合に、生産者へ補給金を交付して産地の育成を図る事業を行っているが、当該法人の事務局の運営経費は、年々厳しい状況となっている。

当該法人の事務局の運営経費は、平成8年度以降は財源の確保をその準備金の取崩しにより対応していたが、このままでは円滑な運営ができなくなるおそれがあるとして、平成17年度から3年間に限り、県、市町村及び農業団体による財源助成が行われる予定となっている。

しかし、平成20年度以降についてはその見通しが立っておらず、また、このような暫定的な支援を頼りにした当該法人の事務局の運営の在り方は、好ましいものとは言いがたい。

については、県は、当該法人に対して、事務局の運営経費の大半を占める人件費の在り方及び安定的な財源の新たな確保について、速やかに検討を行うよう指導されたい。

(イ) 株式会社鳥取林業サービスの会計処理に関する規程の制定について（林政課）

株式会社鳥取林業サービスの会計処理において、支出事務の決裁権限者である社長の決裁が行われていないものがあり、また、預金通帳及び代表印の保管について、保管責任の所在が明確になっていない等の状況が見受けられた。

これらの状況は、現金預金の出納・保管責任の在り方等について必要事項を明記した会計処理に関する規程が当該法人に定められていないことが大きく原因しているものと思われる。

については、県は、当該法人に対して、その実態を踏まえた、会計処理に関する適切な規程を制定し、その規程に沿った適確な事務処理を行うよう働きかけられたい。

(ウ) 財団法人鳥取県栽培漁業協会の事業の在り方等について（水産課）

県の栽培漁業センター（以下「センター」という。）は栽培技術の開発・調査研究を、財団法人鳥取県栽培漁業協会（以下「協会」という。）は種苗生産及び養殖技術の普及指導をそれぞれ行っており、双方が連携して栽培漁業の促進に取り組んでいるが、協会の設立目的は沿岸漁業の振興に寄与することであり、内水面漁業については業務の対象とされていないところである。

最近、センターでは、農業者等が新規に養殖に取り組み始めたホンモロコ、カジカ等の内水面における新たな栽培漁業についてもその試験研究に力を入れ、事業者からの相談に応じているが、これらに係る県内における種苗生産及び普及は、必ずしも進んでいるとは言えない状況である。

については、県は、協会、関係団体等と今後十分に協議し、内水面における栽培漁業への協会の関わり方を含め、内水面における栽培漁業の促進の在り方について検討されたい。

イ 講じた措置

(ア) 平成15年5月に在り方検討会を設置して継続して検討中である。運営費補助のなくなる平成20年4

月からの運営体制については、平成18年度中に方向を決定するよう指導した。

- (イ) 株式会社林業サービスでは監査意見を踏まえ、平成18年4月以降決裁手続きを取っている。また、規程の整備については、平成18年5月の取締役会で今年度中に策定することが決定され、現在策定中である。なお、県としては決裁手続き及び規程の整備状況について定期的に検証を行うこととした。
- (ウ) 財団法人鳥取県栽培漁業協会では平成18年5月の理事会で、アユの種苗生産を検討することが決定された。なお、県は必要に応じて同協会に対する技術的支援を検討することとした。